

令和8年度滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前託児業務仕様書

1 委託業務の名称 令和8年度滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前託児業務委託

2 委託業務の目的

滋賀県では、出産や子育てによる離職後、再就職を希望する女性や、仕事と子育ての両立に悩む女性、社会へ一步踏み出したい女性などを支援するために、就労にいたるまでの個別相談やアドバイス、仕事と子育てを両立するための保育等の情報の提供、託児の実施、求人情報の提供や職業紹介など一貫した就労支援をワンストップで実施する総合窓口として、ガーデンシティ草津内に「滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前」（以下「MJS草津駅前」という。）を設置している。

当該委託業務は、MJS草津駅前利用時や就職活動中、就職に関する講座等の受講中の参加者を対象とした託児業務を行うことを目的とする。

3 業務実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。ただし、次の日を除く。

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日。

ただし、台風の影響等により、臨時に休所日を設定することがある。

4 実施場所

ガーデンシティ草津（滋賀県草津市大路一丁目1番1号） 3階 306区画内

※ただし、下記7(3)①②については、会場内の指定場所となる。（草津市内の近隣会場を想定）

5 開室時間

午前9時から午後5時までとする。

6 委託業務の内容

7の託児対象について、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 保育業務
- (2) 託児申込みの受付、問い合わせ対応
- (3) 託児室の安全確保、衛生管理、清掃等
- (4) 日報・月報の作成、提出
- (5) その他、上記の委託業務を遂行する上で必要な事務、打合会議への出席、作業など

7 託児対象

生後6か月から小学校就学前の健康な乳幼児で、次に掲げる事項に該当する者

- (1) MJS草津駅前の相談窓口を利用する者、MJS草津駅前の紹介による企業訪問を行う者で託児を必要とする者
- (2) MJS草津駅前関連講座等（計30回程度）に参加する者で託児を必要とする者
- (3) 保育所入所受付開始前に就労支援を集中的に行う「お仕事探し応援ウィーク」の期間中またはその前後に実施する次の事業に参加する者で託児を必要とする者
 - ①合同企業説明会（1回、4時間程度）
 - ②市町による保育情報説明会等（2回程度、各4時間程度）
- ※MJS草津駅前以外の近隣会場で実施
- (4) その他、県が託児を必要と認める者

上記対象児童を託児する際、その兄姉で小学校低学年の児童について、同時に託児依頼することがある。

8 託児の受付等

- (1) 上記7-(1)および(4)に掲げる者が必要とする託児の申込みについては、事前あるいは当日に行うので、これに対応すること。
- (2) 上記7-(2)および(3)に掲げる者が必要とする託児の申込みについては、MJS草津駅前総合受付が取りまとめ、利用日の5日前の17時までに受託者へ申込みを行うものとする。

9 実施体制

受託者は、MJS草津駅前利用者等で託児を必要とする者を対象に、次のとおり託児業務を実施するものとする。

- (1) 託児室の開室時間中は、保育士または看護師資格を有する者を保育従事者として、常時2名以上配置すること。
- (2) 乳児対応保育：生後6か月から1歳未満については「乳児」とし、乳児3名につき、保育従事者1名以上を配置すること。これを上回る配置は提案のこと。
- (3) 上記7-(1)および(4)については、MJS草津駅前開設時間中、常時4名まで受けられる人員体制を確保すること。
7-(2)および(3)②については、前記4名を含めて計10名程度、7-(3)①については、前記4名とは別に、20名程度の乳幼児を受け入れられる体制とすること。
- (4) MJS草津駅前との連絡調整や勤務割当等、スタッフの取りまとめを行うコーディネーターを配置すること。コーディネーターは、上記の保育従事者と兼務してもよい。
- (5) 上記(1)の有資格スタッフは、自ら託児業務にあたるとともに、他の保育従事者に対して指導・支援を行い、保育従事者の配置についても配慮するなど、当委託業務における託児全体の安全を図る役割についても担うものとする。

10 託児サービスの提供内容

- (1) 託児サービスの提供に対して、利用者から料金を徴収しない。
- (2) 託児の飲食物は利用者の持ち込みに限るものとし、受託者が提供することはしない。
- (3) 託児時のおむつや着替えなどは、託児を依頼する利用者が持参するものとする。ただし受託者は、あらかじめ利用条件を明示して、利用者がおむつ等の用意を忘れるなどの場合に、実費負担によりおむつ等を提供することができる。
- (4) 上記(1)～(3)を含め、託児サービスの提供方針について、県の承認を得て定めるとともに、利用者への周知および託児室への掲示を行うものとする。

11 保険加入

受託者において、保育従事者および保育対象乳幼児にかかる傷害保険等に必ず加入するものとする。

12 託児室の概要

- (1) 託児室床面積 約35m²
- (2) 県で用意する主な備品等 ロッカー、ベビーベッド、空気清浄器等
 - ・トイレについては、ガーデンシティ草津内のものを使うこととする。
 - ・委託業務にあたって使用する光熱水費は県が負担する。
- (3) 受託者が用意する備品等 遊具、室内装飾、消毒用具、事務用品、消耗品等

13 事故予防措置

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、乳幼児のケガ等の事故防止について万全の措置をとらなければならない。
- (2) 万一、本業務中に不測の事故等が生じた場合、迅速かつ適切に対応するとともに遅滞なく県へ報告すること。
- (3) 感染症等の予防に努め、受託者により衛生環境を整えることとし、託児受入れの基準作りや周知、感染拡大の防止などについて、県とも協議のうえでマニュアル等を整備し徹底を図ること。また、マニュアル等を県に提出すること。
- (4) 地震や火災等の際、託児スタッフら受託者が、安全に託児中の乳幼児を避難誘導し、保護者等へ確実に引き渡せるよう、マニュアル等を作成し日頃から備えること。
- (5) ガーデンシティ草津が実施する防災訓練等には、委託業務に支障のない範囲で参加し、日頃から災害発生時に備えなければならない。また、災害発生時には他のMJS草津駅前内の各窓口スタッフと協力し、被害の拡大防止に努めなければならない。

14 委託業務の結果の報告

委託業務が終了したときは、実施した事業の内容を示した報告書を作成し、提出すること。

15 契約終了に伴う措置等

- (1) 契約が終了したときは、県から提供を受けた施設、機械器具、資料等を遅滞なく返還するものとし、提供されたものに滅失、毀損等の損害が生じた場合は、県と協議して、その損害を賠償するものとする。
- (2) 契約が終了するときは、契約の終了に先立ち、県または県の指定する者に対する業務の引継ぎに要する期間を、契約期間中に設け、円滑に業務の引継ぎを行うものとする。

16 その他業務を実施するにあたっての注意事項

- ・委託業務の実施に当たっては、県、MJS草津駅前の各窓口と十分に連携を図ること。また、定期的に開催する運営協議の場に参加すること。
- ・個人情報の取扱いについては、各種法令遵守を徹底するとともに、契約書別添「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ・事業実施により得た情報（個人情報を含む。）等については、県に帰属するものとする。
- ・委託料の支払いについては、各月の業務完了毎に均等額を精算払するものとする。
- ・本仕様書に明示のない事項については、県とその都度協議して定めるものとする。